

第7章 計画の推進にあたって

1 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現を目指すため、市長を本部長とし、副市長を副本部長、部局長等を本部員とする「下関市男女共同参画推進本部」を設置し、計画の総合調整及び庁内の横断的な連携強化をこれまでと同様に図りながら、効果的な取組を推進します。

2 関係機関、市民、関係団体等との連携、協働

(1) 国・県・関係機関等との連携

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。国・県・関係機関との連携を強化し、広域的な視点に立った計画の推進に努めます。

(2) 市民、関係団体、事業者との協働による取組の推進

男女共同参画社会の実現のためには、行政だけでなく、市民や団体、事業者等との協働による取組を推進するとともに、活動に取り組むための環境を整備します。

3 計画の進捗状況管理・評価

「下関市男女共同参画推進本部」を中心に、関係各課において施策の進捗管理を行うとともに、学識経験者、関係団体、市民等の参画による「下関市男女共同参画協議会」を設置し、年度ごとに計画の進捗状況についての点検・評価及びその後の取組の検討を行い、必要がある場合には計画の見直しを行います。